

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 国有林野の管理経営に関する法律関係

一 国有林野の有する公益的機能の維持増進、樹木採取区の所在する地域における雇用の増大及び住民の福祉の向上の確保等

1 樹木採取区の指定に係る区域の基準として、住民の福祉の向上に寄与すると認められるものであること及び国有林野の有する公益的機能の維持増進が図られることを加えること。

(第八条の六第一項関係)

2 樹木採取権の設定に係る申請書の記載事項及び選定の際の勘案事項に、樹木採取区の所在する地域における雇用の増大及び当該地域における住民の福祉の向上に対する寄与に関する事項を加えること。

(第八条の九第一項第七号及び第八条の十第二項関係)

3 樹木採取区の指定に係る区域における森林資源の規模に関する要件を削ること。

(第八条の六第一項関係)

二 管理経営基本計画及び地域管理経営計画に適合した樹木採取区の指定

樹木採取区の指定は、管理経営基本計画及び地域管理経営計画に適合したものでなければならぬものとする事。

(第八条の六新第二項関係)

三 再造林の確保

1 樹木採取権の設定を受ける者の公募に係る公表事項、申請書の記載事項及び申請者の選定基準に、樹木の採取と一体的に行う採取跡地における国有林野事業としての植栽に関する事項を加える事。

(第八条の七新第七号、第八条の九第一項第七号及び第八条の十第一項新第四号関係)

2 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業としての植栽が確実かつ効率的に行われるよう、樹木採取権者が当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うことを確保するために必要な措置を講ずるものとする事。

(第八条の二十五関係)

四 樹木採取権の存続期間の短縮

樹木採取権の存続期間を、五十年以内から十年以内に改める事。

(第八条の十九関係)

第二 施行期日関係

改元に伴い、施行期日の表記について「平成」を「令和」に改める事。

(附則第一条関係)